

◎新潟県告示第954号

新潟県森林整備工事入札参加資格審査規程（平成15年2月新潟県告示第220号）の一部を次のように改正し、平成29年度の森林整備工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格審査から適用する。

平成28年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（入札に参加することができる者）</p> <p>第3条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているもの及びその者の参加資格を承継したものの（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる専門技術者を2人以上雇用している者</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項に規定する技術士（<u>森林部門に限る。</u>）の登録を受けた者</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～エ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 次条第1項に規定する税について滞納がない者</u></p> <p><u>(7) 次のアからウまでに掲げる届出を行っている者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第4条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新潟県に事務所又は営業所を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（入札に参加することができる者）</p> <p>第3条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているもの及びその者の参加資格を承継したものの（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる専門技術者を2人以上雇用している者</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項に規定する技術士（<u>林業部門に限る。</u>）の登録を受けた者</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～エ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第4条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新潟県に事務所又は営業所（<u>2以上の事務所又は営業所を有する場合にあつては、主たる事務所又は営業所。</u>以下この項において同じ。）を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書</p> <p>(8)・(9) (略)</p>

(10) 前条第1項第7号に規定する届出を行ったこと又は当該届出を行うことを要しないことを確認することができる書類の写し

(11) その他必要な書類

2 (略)

(参加資格の承継)

第8条 (略)

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 新潟県に事務所又は営業所を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書

(6) 新潟県に事務所又は営業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書

(7) (略)

(8) 第3条第1項第7号に規定する届出を行ったこと又は当該届出を行うことを要しないことを確認することができる書類の写し

(9) (略)

3・4 (略)

(参加資格の取消し等)

第11条 (略)

2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。

(1)～(5) (略)

(6) 第3条第1項第6号に該当しないとき。

(7) 第3条第1項第7号に該当しないとき。

(8) (略)

3 知事は、参加資格者が前項第1号から第7号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 (略)

2 (略)

(参加資格の承継)

第8条 (略)

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3・4 (略)

(参加資格の取消し等)

第11条 (略)

2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

3 知事は、参加資格者が前項第1号から第5号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 (略)